

統一地方選挙の期日前投票所における投票用紙の二重交付について

1 概要

磯子区内の期日前投票所で、選挙人1人に対し、県議会議員選挙の投票用紙を誤って2度交付してしまいました。

投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

2 発生日

平成31年3月31日（日）

3 場所

磯子区期日前投票所（磯子区役所 1階区民ホール）

4 経緯

3月31日（日）、午後8時の投票終了後、県議会議員選挙の投票用紙の残票から算定した投票者数と、名簿照合系の端末で集計した投票者数が一致せず、来場者の「投票のご案内」、「請求書（兼宣誓書）」と端末情報を突合した結果、午後9時45分に誤りが判明しました。

5 原因

一度、投票用紙の交付を受けた選挙人が再度、交付を受けてしまったものと考えられます。投票用紙を交付する際には、「投票のご案内」又は「請求書（兼宣誓書）」の各選挙（市議・県議・知事）の交付欄へ赤鉛筆で丸印を記入することで二重交付を防止しておりますが、当該事務の周知が徹底されておらず、印の記入漏れ又は確認漏れを起し再度交付してしまった可能性があります。

6 再発防止に向けた取り組み

投票用紙交付係で選挙人へ投票用紙を交付する際には、「投票のご案内」又は「請求書（兼宣誓書）」の各選挙（市議・県議・知事）の交付欄へ赤鉛筆で丸印を記入することと、既に丸印が記入されていないかの確認を徹底しました。

7 投票の取り扱い

投票用紙を持ち帰った可能性もありますが、二重投票された場合、投票用紙が特定できないため他の投票と同様に扱います。

8 磯子区選挙管理委員会 <sup>さとうともなり</sup>佐藤友也 書記長（磯子区副区長）のコメント

このたびは投票の公平性を行う事態を生じ、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい大変申し訳ございませんでした。

投票事務が適正に処理され、投票所の秩序が保たれているかについて改めて注意し、選挙業務の適正な執行について従事者指導を徹底してまいります。

お問合せ先

磯子区選挙管理委員会書記次長（磯子区総務課長）

<sup>きがえ</sup>寒河江 <sup>しゅういち</sup>周一

Tel 045-750-2310